

令和6年度 第1回 廿日市市協働によるまちづくり審議会 会議要旨

- 1 日 時：令和6年5月20日（月） 18：30～19：30
- 2 場 所：廿日市市役所7階会議室
- 3 出席委員：11人（50音順）
石川夏香、太泰淑史、内山健、児玉貴広、手島洋（リモート）
中西暁美（リモート）、林田隆幸、村上恭子、山川肖美、
山下利治（リモート）、吉田麗（リモート）
欠席委員：3人
事務局：地域振興部長 棚田
地域振興課 川崎、松島、齋藤
傍聴者：0人

（次第）

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 答申（案）について
（1）答申（案）に関する説明（資料1及び資料2、資料3）
（2）答申（案）の採決
- 4 審議会委員任期満了挨拶
- 5 その他
- 6 答申
- 7 地域振興部長挨拶
- 8 閉会

（配付資料）

- (1) 会議次第
- (2) 資料 1 （案）廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃に関するこ
について（答申）
- (3) 資料 2 答申（案）について
- (4) 資料 3 答申（案）への留意事項に係るキーワード等の精選について
- (5) 参考資料 廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃に関するこ
について（諮問）

1 開会

〔事務局〕

令和6年度第1回審議会を開会する。協働によるまちづくり審議会規則第3条第3項の規定により、委員14名中11名の出席で過半数に達し、会議が成立している。協働によるまちづくり基本条例第17条第4項の規定により、本日の会議の内容は公開する。終了時刻は20時を予定している。よろしくお願いします。

2 会長あいさつ

〔会長〕

今日は、協働によるまちづくり条例についての答申ということで、これまで皆さんと議論を重ねてきた成果をどのようなかたちでまとめたか、ということについて共有ができればと思う。

私自身、協働のまちづくりを専門としているのではなく、市民参画と学習の関係を研究のテーマにしている。全国的に協働や市民参画という考え方なしに、まちづくりを進めている自治体はほとんどないと言っていいほど、必須の要件になっている。廿日市市では、市民参画という言葉ではなく、協働という言葉で語られているんだろうと思う。一方で、協働や市民参画が意味するところが、国内それぞれの自治体で異なっている。広島県内には23市町あるが、同じところはない。辞書に協働という定義はあるが、やはり廿日市市の定義を自分たちで考えて作り、それを検証しながら進めていくことが、必要だと思っている。

皆さんの知恵を借りながら、現段階の集大成としての答申を提案できればと思うので、今日もご議論をどうぞよろしくお願いします。

3 答申（案）について

〔事務局〕

それでは、協働によるまちづくり審議会規則第3条第2項の規定により、議事の進行を会長にお願いします。

〔会長〕

流れの確認をする。配付資料（参考資料）に、令和4年7月20日に、松本市長からいただいた諮問があり、これまでの協働によるまちづくりの実施状況や、今日の私たちを取り巻く、または、今後予想される社会経済情勢の変化などにこの条例が沿っているか検討することについて、審議をお願いしたいということが趣旨として書かれている。

答申については、この諮問に対して、審議会として審議を行った結果をまとめて、市長にお渡しをするものになる。これまで令和4年度及び令和5年度を通じていただいた、条例の改廃についてのご意見を事務局で整理し、調整をした。

本日は、今申し上げたようなプロセスで作成した、答申案について、最初に事務局から説明をお願いします。その後、ご意見をいただき、答申として決定する。

それでは、最初に答申案について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕

答申案について説明する。

(資料1、資料2、資料3について説明)

〔会長〕

審議会そのものが年に数回しかなく、条例の改廃については一昨年度、昨年度と1回ずつ議論をした。それを受けて、答申案を事務局からもらった。条文そのものについての変更は、今は保留していいのではないかとということと、条文の解釈や運用については、課題を踏まえて改めていく必要があることを昨年度末にお話をした。昨年度のすべての条文に対する皆さんからのご意見を踏まえたものが今回の答申案になっている。

条例の改廃については、前向きかつ普遍的なことが書かれているので、変更はしない旨が答申案の前半部分に書かれている。一方、皆さんのご意見については、留意して運用していかないといけない点として、答申案の後半部分に入っている。

この案について今から皆さんからご意見をいただければと思う。

まず、文体が混ざっているので、そろえさせていただきたい。第4段落の「注いでいただきたい」を「注ぐことを望みます」にさせていただいてもよいか。また、第6段落の「検討いただきたい」は、比較的強く言っておきたいので、「検討していただくことを付記します」という言葉を入れてはどうか。

〔審議会委員一同〕

(異議なし)

〔会長〕

内容的なところも含め、他に意見はあるか。

〔A委員〕

要するに、条例は変更せずに答申案の留意事項を逐条解説に加えるという理解でよいか。

〔事務局〕

留意事項の文言を全部加えるのではなく、逐条解説の説明の中でこの要素を少しずつ加えていきたいと考えている。

〔会長〕

留意点については、逐条解説に反映させる、運用する際に留意していただくと聞いている。

他はいかがか。

これで審議は最後になるがよろしいか。先ほど私が提案した修正をし、答申としたいと思うが、反対意見はないか。

〔審議会委員一同〕

（異議なし）

〔会長〕

これから事務局で体裁を整えて、審議会の最後に正式な答申として、地域振興部長へお渡しする。

議事そのものについては終了になるため、議長としての任はこれで終わらせていただく。皆さん、進行へのご協力ありがとうございました。

4 審議会委員任期満了挨拶

〔事務局〕

廿日市市協働によるまちづくり基本条例第 17 条に基づき設置している廿日市市協働によるまちづくり審議会の委員について、令和 6 年 5 月 31 日で皆様の任期が満了する。今回の会議が、現在の委員の皆様で集まる最後の会議となるため、皆様から一言ずつ、任期満了に伴うごあいさつをいただきたい。

（委員挨拶）

5 その他

〔事務局〕

ありがとうございました。その他、皆様からご発言等はあるか。

〔A 委員〕

次の 3 年間は何をするのか。

〔事務局〕

今回、条例の見直しなどをしていただいたが、今回いただいた留意事項なども含めて、協働を推進していく。そのため、次期委員の方々にも、協働を進める上で、取り組む内容などの評価やご意見をいただきたいと考えている。

6 答申

〔事務局〕

準備が整ったため答申に移る。審議会委員を代表して会長から、市長に代わり地域振興部長に、答申書をお渡しいただく。

(答申の読上げ、手交)

〔地域振興部長〕

ありがとうございました。

市長には皆様ご審議いただいた内容も含め、私の方から報告をさせていただきます。

7 地域振興部長あいさつ

〔地域振興部長〕

本日は、約1時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

本日は一昨年度諮問をさせていただいた廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃について答申をいただいた。委員の皆様には、委員として3年間にわたり、貴重なご意見を頂戴した。心より感謝を申し上げる。

特に今回の答申の中で、後継者の育成などは実際にまちづくりに携わっておられる中で課題を直に感じていらっしゃると思う。3年ほど前から修道大学で年に1回、協働によるまちづくり条例の話をしていただいている。その時、学生さんからの反応はあまりないが、後から質問状を見ると、若い人もまちづくりに関心を持っていることが分かり、個人的には将来に対する希望をかなり持っている。

廿日市市はこの4月から第7次の総合計画の策定に入っていく。総合計画は市のまちづくりの最上位の計画になるが、協働は現行の第6次の総合計画でもベースとなっている。皆様にご審議いただいた内容がまちづくりの基本になっているところがあり、今回答申をいただいた内容については、第7次の総合計画の一番の基本になると考えている。

皆様には引き続き、協働のまちづくりについてご理解ご協力をいただくよう、よろしくお願いする。

8 閉会

〔事務局〕

以上で令和6年度第1回審議会を閉会する。本日はありがとうございました。